

(介護予防) 短期入所生活介護重要事項説明書

(令和5年4月1日現在)

1. 当施設が提供するサービスの相談窓口

電話：0470-30-5353（午前9時～午後5時まで）

担当：_____

※ご不明な点はお尋ねください。

2. 事業所の概要

(1) 提供できるサービスの種類

名称	おもいやりの郷ショートステイ
所在地	千葉県南房総市白浜町滝口7216-8
介護保険指定番号	千葉県1278100035号

(2) 同施設の整備の概要

定員	10名	静養室	1室
居室	4人部屋 1室	機能回復訓練室	1室
	2人部屋 1室	医務室	1室
	1人部屋 4室	一般浴	1
食堂	1室	機械浴	1

3. サービスの内容

(1) 基本サービス

① (介護予防) 短期入所生活介護計画の立案

利用期間が4日間以上の場合、ご利用者様の日常生活全般の状況を踏まえて、(介護予防) 短期入所生活介護計画を作成します。その内容をご利用者及びそのご家族様に説明し同意を得ます。

(介護予防) 短期入所生活介護計画を作成した際は、当該計画書をご利用者様に交付します。

② 食事

ご利用者様の心身の状態、嗜好を考慮し適切な時間に合わせて調理します。医師の指示による食事の提供を行います。

時間 朝食 8:00～8:45

昼食 12:00～12:45

おやつ 15:00～15:30

夕 食 18:00～18:45

③ 入浴

週に2回入浴していただきます。ただし、ご利用者様の体調等により、回数減又は清拭となる場合があります。

④ 介護

(介護予防) 短期入所生活介護計画に沿った介護を行います。

更衣、排泄、食事、入浴等の介助

体位交換、シーツ交換、事業所内の移動の付添等

⑤ 機能訓練

日常生活動作の維持又は向上を日頃の生活の中で実施します。

⑥ 生活相談

生活相談員をはじめ従業員が、日常生活に関すること等の相談に応じます。

⑦ 健康管理

利用期間中に体調が悪くなった場合や病状の急変、その他緊急事態が生じた場合は、速やかにご家族様に連絡を行う等必要な措置を講じます。受診が必要な場合は、ご家族様に対応していただきます。

(2) その他のサービス

① 理美容

理美容の機会を設けておりますので、利用期間中に行われる場合で、ご希望の方は申し出てください。

② 所持品の管理

保管できるスペースに限りがございますので、事前にご連絡をお願いします。

③ レクリエーション

年間を通して事業所内外の交流会等の行事を行います。行事によっては別途参加費がかかる場合がございます。(利用期間中に行われる場合)

4. 料金

(1) 基本サービス利用料 (介護保険対象サービス料金) 別紙料金表のとおり

(2) その他の自己負担金 (介護保険対象外のサービス料金)

① 食事及び滞在費に関する費用 別紙料金表のとおり

② 行事日 実費 (メニューによって異なります)

③ 理美容日 実費

④ その他 レクリエーション費用などは自己負担となります。

(3) 利用中の中止

利用途中にサービスを中止して退所する場合、退所日までの日数を計算します。

以下の事由に該当する場合、利用途中でもサービスを中止する場合があります。

- ・ご利用者様が途中退所を希望した場合
- ・入所日の健康チェックの結果、体調が悪かった場合
- ・利用中に体調が悪くなった場合
- ・他のご利用者様の生命または健康に重大な影響を与える行為があった場合

(4) お支払い

請求書は、月末締め、翌月15日頃に送付します。原則、口座自動振替をお願いしておりますが、窓口にて現金支払い・銀行振込をご希望される方のお支払い期日は請求月の25日までとなります。料金の支払いが確認された方には領収書を発行します。

5. サービスの利用方法

(1) サービスの利用申込

事前に（介護予防支援事業者）介護支援専門員とご相談ください。

(2) サービス利用契約の終了

① ご利用者様のご都合でサービス利用契約を終了する場合
いつでも解約できます。

② 自動終了

ご利用者様が介護保険施設に入所した場合
ご利用者様がお亡くなりになった場合

③ その他

ご利用者様が、サービス料金の支払いを2カ月以上遅延し、料金を支払うよう催告したにもかかわらず30日以内に支払わない場合

ご利用者様やそのご家族様などが当施設や当施設の従業員に対して本契約を継続し難いほどの背信行為を行った場合

やむを得ない事情により施設を閉鎖もしくは縮小する場合は1ヶ月前までに文書で通知することによりサービス利用契約を終了させていただくことができます。なお、契約終了後の予約については無効となります。

6. 留意事項

- ・面会時間は9：00～18：00です。
- ・外出される場合は、事前に連絡をいただき、外出届にご記入ください。
- ・喫煙は指定の場所をお願いします。
- ・通常の使用方法外の使用等により当事業所の設備・備品を破損した場合、その損害を賠償していただきます。
- ・金銭、貴重品のお持込みは、自己管理できる範囲をお願いします。紛失・盗難時の責任は一切負いかねますのでご承知ください。
- ・所持品の持込は、入所時に記録簿にて確認を行います。簿外の品物については、紛失・盗難等の責任を負いかねますのでご承知おきください。
- ・宗教活動は、事業者及び他のご利用者様に迷惑をかけない範囲をお願いします。事業所内での布教活動等のご遠慮ください。
- ・ペットのお持込みはご遠慮ください。

7. 非常災害対策

非常災害対策に関する具体的な計画を立て、非常災害に備えるため定期的に避難、救

出その他の必要な訓練を行います。

8. サービス内容に関する相談・苦情

- ① 相談・苦情窓口（担当者） 生活相談員 鈴木 学 ・ 保田 好幸
苦情解決責任者 施設長 鈴木 篤
第三者委員 評議員 佐野 和生
評議員 大和田 慎一

住 所 南房総市白浜町滝口7216-8

電 話 0470-30-5353

- ② 当施設以外にも、市町村等で相談・苦情の窓口を設けております。

南房総市保健福祉部高齢者支援課

住 所 南房総市谷向100

電 話 0470-36-1152

館山市高齢者福祉課介護保険係

住 所 館山市北条1145-1

電 話 0470-22-3489

千葉県国民健康保険団体連合会介護保険課苦情処理係

住 所 千葉市稲毛区天台6-4-3

電 話 043-254-7428

9. 福祉サービス第三者評価の実施状況

第三者による評価の実施 なし

10. 当法人の概要

名 称	社会福祉法人 白波会
代表者役職・氏名	理事長 三津田 優
本部所在地	千葉県船橋市新高根6-43-3
電話番号	047-466-5553
定款の目的に定めた事業	第一種事業 特別養護老人ホーム 第二種事業 保育所 一時預かり事業 老人デイサービス事業 老人短期入所事業 老人介護支援センター
施設・拠点等	特別養護老人ホーム 1カ所 内、居宅介護支援事務所 1カ所

短期入所生活介護	1カ所
通所介護	1カ所
在宅介護支援センター	1カ所
保育所	3カ所

年 月 日

(介護予防)短期入所生活介護の提供開始にあたり、ご利用者様に対して契約書及び本書面に基づいて重要な事項を説明しました。

事業者	所在地	千葉県南房総市白浜町滝口7-2-16-8
	名称	社会福祉法人白波会 おもいやりの郷ショートステイ
	理事長	三津田 優 印

説明者	氏名	印
-----	----	---

私は、契約書及び本書面により、事業者から(介護予防)短期入所生活介護についての重要な事項の説明を受けました。

利用者	住所	
	氏名	印

(代理人)	住所	
	氏名	印

続柄